

株 主 各 位

東京都千代田区内神田一丁目5番12号
21LADY株式会社
代表取締役社長 山 田 成 徳

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面による議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 開 催 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル47階
新宿住友スカイルームA ROOM2
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第23期（自2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（自2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.21lady.com>）において掲載させていただきます。なお、株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしく御願申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染予防対策につきまして＞

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会は集団感染のリスクがありますので、当日のご来場は感染の回避のため自粛をお願い申し上げます。また、ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、感染予防対策にご配慮いただくとともに、株主総会会場においては、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

第23期 事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化している新型コロナウイルス感染症により様々な社会経済活動の制限が続き、新たな変異株の発生により今後の感染再拡大の懸念がある中、原油価格・原材料価格高騰の影響により個人消費の低迷が継続しており、厳しい経営環境が続いております。また、不安定な国際政治情勢による世界経済の混乱や資源価格の高騰などの影響を受け、依然として先行きに不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループの主要事業であるスイーツ事業におきましては、引き続き直営部門の収益改善・販売力強化及びブランドの再構築、流通・法人部門における取引先の販売拡大を目的とした流通専用の新商品開発プロジェクト等、経営基盤の強化に向けて取り組んでまいりました。

スイーツ事業

(洋菓子のヒロタ)

当連結会計年度におきましては、直営店舗において2021年4月からスタートしたアニマルキャラクターシュークリームが好調で、春と秋の動物園フェアにおいて売上獲得に貢献しており、店舗の各種イベントはクリスマスを中心に売上の回復基調が見えてきております。

ホールセール部門におきましては、コロナ禍でのスーパーマーケット等の業績上昇が続き、東西流通でのシュークリーム販売が堅調に維持しております。また、売上原価において、2021年4月以降主要原材料が順次値上げとなり、対応策として仕入先変更等を実施しております。また秋からは電力等が値上傾向にあり、2021年9月と10月より直営店舗の一部価格変更を、2022年2月より主力商品の量目変更を実施し、各種値上げによる費用削減政策を実施してまいりました。

(あわ家惣兵衛)

直営店舗におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により苦戦が続けていたが、2021年4月と5月の柏餅が好評に推移し、11月以降イベント等の売上が回復基調となり、お歳暮・年末正月商戦でも好調を維持いたしました。外商におきましては、沖縄首里城復興商品の首里城最中や正月おせちのキャラクター饅頭などが売上に貢献しました。また、工場の生産効率化により売上原価も安定してきましたが、主要原材料等が順次値上げとなっており、2022年5月に全商品価格改定を実施しました。

(トリアノン洋菓子店)

直営店舗におきましては、2022年3月にアトレ吉祥寺店を出店いたしました。SDGsの取り組みとして立ち上げた新ブランド「ドゥマン・ア・トリアノン」をECサイト及びアトレ吉祥寺店に一部コーナーを設置して展開しております。また、初めての催事を2021年10月、2022年3月に中央線沿線に出店し、既存店を知るお客様より好評を得ており、売上は好調に推移いたしました。既存OEMに関しましては、コロナ禍による受注減を補うべく新規OEMを開拓し、優れた製造技術力が好評を得て売上増に繋がりました。また、主要原材料等の値上げの対策として、2022年3月に全商品価格改定を実施しました。

その結果、スイーツ事業（本社費用等を除く）におきましては、売上高は2,161,225千円

(前年同期比10.6%増)、主要原材料の値上げ等により営業損失は3,305千円(前年同期は14,054千円の営業損失)となりました。

また、ME X商事株式会社におきましては、輸入食品・雑貨等の販売をいたしました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高2,187,997千円(前年同期比11.2%増)、営業損失112,897千円(前年同期は166,898千円の営業損失)、経常損失49,711千円(前年同期は141,241千円の経常損失)を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失128,379千円(前年同期は202,131千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は18,016千円であり、その主なものは、スイーツ事業における工場の製造設備投資であります。

3. 資金調達の状況

2022年1月14日に第三者割当による新株式を発行し、これにより600,000千円を調達いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当連結会計年度において112,897千円の営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。また、前々連結会計年度末において債務超過となり、前連結会計年度末においても368,818千円の債務超過となったことにより、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場の上場廃止基準にかかる猶予期間入り銘柄となっておりますが、当社グループは株式会社ASHDを引受先とする第三者割当増資を行い、2022年1月14日に600,000千円の払込がなされ、当連結会計年度末時点において債務超過を解消しました。これにより、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場における猶予期間入り銘柄から解除される予定であります。

継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するためには、既存事業の収益力を向上させ、スイーツ事業の3社でのシナジー効果を更に増強して、3社共同による洋菓子のヒロタ千葉工場との共同製造体制の強化・新商品開発・営業力の強化・新たな催事店舗の出店等による売上の拡大を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で遅延している当社グループの事業拡大は不可欠であり、M&Aの推進による新たな収益基盤の確立を図り、業績回復と連動して継続的に安定した経営を目指してまいります。

なお、現段階でこの事象を解消し又は改善するための対応策は以下のとおりであります。

スイーツ事業

株式会社洋菓子のヒロタは、2年後の創業100周年に向けてブランドの再構築と強化を図ってまいります。各部門の統合による効率的な会社運営を図るため、組織の再編成と人員削減を実施し、直営店舗におきましては、イベントの販促強化とトリアノン仕入商品の販売開始等、シナジー効果による売上拡大を図ってまいります。ホールセール部門におきましては、引き続きフローゼンチルドシュークリームを全国への販路拡大に注力し、スーパーマーケット中心に売上獲得を図ってまいります。千葉工場におきましては、本格的にOEM事業を始動し、販路拡大を実施してまいります。株式会社あわ家惣兵衛におきましては、首里城最中を中心に外商の拡大を図り、店舗の梃入れや催事の確保等を通じて売上拡大を図ってまいります。株式会社トリアノン洋菓子店におきましては、生産体制の効率化を図り、スイー

ツ事業の3社とのシナジー効果を最大限に発揮し、優れた製造技術を活かした売上拡大を図ってまいります。

具体的な施策は以下のとおりであります。

(洋菓子のヒロタ)

- ① 店舗でのトリアノン仕入商品の販売開始による売上拡大と法人営業も含む効率の良い催事展開
- ② あわ家惣兵衛及びトリアノン洋菓子店とのシナジー効果による新商品開発と大量生産による効率化
- ③ フローズンチルドシュークリームの全国各地への販路拡大
- ④ OEM事業による販路拡大

(あわ家惣兵衛)

- ① 首里城最中を中心とした外商の売上拡大
- ② 洋菓子のヒロタ千葉工場との共同製造体制による効率の良い生産体制の強化
- ③ 洋菓子のヒロタとのシナジー効果によるイベント及び催事の強化

(トリアノン洋菓子店)

- ① 洋菓子のヒロタとのシナジー効果による生産量増加及び生産体制の強化
- ② 外商の販路拡大及びECサイト強化と新商品開発
- ③ 中央線沿線エリアの積極的な催事出店

また、ME X商事株式会社におきましては、売上獲得のため輸入食材以外の商材の企画販売も継続して行ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

株主の皆様には引き続き一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高	2,519,949千円	1,930,266千円	1,966,758千円	2,187,997千円
経 常 損 失	145,938千円	155,503千円	141,241千円	49,711千円
親会社株主に帰属する当期純損失	127,503千円	407,704千円	202,131千円	128,379千円
1株当たり当期純損失	17円22銭	49円21銭	24円40銭	13円44銭
総 資 産	959,297千円	498,877千円	965,797千円	1,343,386千円
純 資 産	240,897千円	△167,549千円	△368,818千円	102,801千円

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業
株式会社洋菓子のヒロタ	100,000千円	100.00%	洋菓子の製造及び販売
株式会社あわ家惣兵衛	10,000千円	100.00%	和菓子の製造及び販売
M E X 商事株式会社	5,000千円	100.00%	食料品等の販売及び輸出入
株式会社トリアノン洋菓子店	40,000千円	100.00%	洋菓子の製造及び販売

7. 主要な事業内容

当社は「衣・食・住・職・遊・学」にかかわる消費者のニーズに合った成長力の高いライフスタイル産業の成長支援を主な事業としております。食の分野で、主力商品であるオリジナルシュークリーム・シューアイスを中心とした洋菓子の製造販売を行うスイーツ事業を展開しております。

8. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

- ① 当 社
本 社 東京都千代田区
- ② 子 会 社 等
株式会社洋菓子のヒロタ
・本社 東京都千代田区
・千葉工場 千葉県山武郡芝山町
- 株式会社あわ家惣兵衛 東京都練馬区
M E X 商事株式会社 東京都中央区
株式会社トリアノン洋菓子店 東京都杉並区

9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
102名	一名

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー）121名は含んでおりません。

10. 企業集団の主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
多摩信用金庫	175,646千円
株式会社日本政策金融公庫	137,410千円
千葉信用金庫	127,947千円
朝日信用金庫	108,291千円
安西由紀雄	26,916千円
株式会社足利銀行	15,500千円
第一勸業信用組合	5,324千円
中小企業基盤整備機構	2,900千円

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 33,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,285,253株
3. 当期末株主数 2,259名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 A S H D	6,000,000	42.00
Y U T O N G H W A G D A E 有 限 責 任 事 業 組 合	1,667,553	11.67
尾 方 久 美 子	672,900	4.71
ア ス ガ ル ド 有 限 責 任 事 業 組 合	512,800	3.58
O K T 有 限 責 任 事 業 組 合	500,000	3.50
O D C キ ャ ピ タ ル 有 限 責 任 事 業 組 合	350,000	2.45
木 村 正 彦	336,100	2.35
K M キ ャ ピ タ ル パ ー ト ナ ー ズ 有 限 責 任 事 業 組 合	292,400	2.04
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	228,200	1.59
内 藤 有 紀 子	185,000	1.29

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 田 成 徳	(株)洋菓子のヒロタ取締役会長 MEX商事(株)取締役会長 (株)トリアノン洋菓子店取締役会長
取 締 役	伊佐山 佳 郎	(株)洋菓子のヒロタ代表取締役社長 (株)あわ家惣兵衛取締役
取 締 役	北 川 善 裕	(株)洋菓子のヒロタ取締役経営企画室長 (株)あわ家惣兵衛取締役
取 締 役	金 英 植	(株)ジン・コーポレーション代表取締役社長 YUTONG HWAGDAE有限責任事業組合組合員
取 締 役	田 中 泰 秀	弁護士（たなか法律事務所）
常 勤 監 査 役	内 田 芳 一	(株)J&Uカンパニー代表取締役
監 査 役	田 中 隆 之	公認会計士、(株)洋菓子のヒロタ監査役
監 査 役	伊 藤 信 彦	弁護士（光和総合法律事務所パートナー）

- (注) 1. 監査役内田芳一氏は、2021年6月29日開催の第22回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役玉井英二、山本祐紀、監査役小林康邦の各氏は、2021年6月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 取締役金英植、田中泰秀の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役内田芳一、田中隆之、伊藤信彦の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
5. 取締役田中泰秀、監査役田中隆之、伊藤信彦の各氏は、名古屋証券取引所が規定する独立役員であります。
6. 監査役田中隆之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2003年6月28日開催の第4回定時株主総会において、年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2003年6月28日開催の第4回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長山田成徳が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であります。権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の役割や業務執行等について評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	20,820 (6,420)	20,820 (6,420)	—	—	7 (4)
監査役 (うち社外 監査役)	5,250 (5,250)	5,250 (5,250)	—	—	4 (4)

(注) 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役金英植氏は(株)ジン・コーポレーション代表取締役社長であり、また、当社株式数11.67%を保有する大株主であるYUTONG HWAGDAE有限責任事業組合組合員であります。

監査役田中隆之氏は、株式会社洋菓子のヒロタの監査役であります。株式会社洋菓子のヒロタは、当社の連結子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況(社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取 締 役	金 英 植	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、議案審議につき必要な発言を行っております。
取 締 役	田 中 泰 秀	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、弁護士としての経験・識見に基づく専門の見地から、議案審議につき必要な発言を行っております。
監 査 役	内 田 芳 一	社外監査役就任後開催の取締役会には、11回中8回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、社外監査役就任後開催の監査役会には、11回中9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	田 中 隆 之	当事業年度開催の取締役会には、15回中13回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、15回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	伊 藤 信 彦	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 16,377千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,377千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当する業務はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

VI. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、各役職員全員に対し代表取締役社長が繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを周知徹底する。
- ②代表取締役社長を統括とし、各部門長担当においてコンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文章又は電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。
- ②取締役及び監査役は、常時これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①組織横断的リスク状況の監査並びに全社的対応は当社企画部門を中心とし、代表取締役社長が統括する。
- ②各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎とし、毎月1回の取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ、臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行う。
- ②社内規程に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社における事業ごとの中期事業計画及び年次事業計画を当社の取締役会にて報告し、毎月の月次報告にて業務の進捗及び適正の把握を行う。
- ②当社の取締役会においては、各担当部署においてグループ会社の取締役会及び会議へ出席し状況確認を行い、コンプライアンス及びリスク管理の推進を行う。
- ③当社内部監査担当は、当社及びグループ会社に対し内部監査を行い、その業務の適正性が確保されているかを監査し、代表取締役に報告を行うものとする。
内部監査担当より報告された事項については、当社取締役会への報告がなされ、改善の必要性を審議の上、各担当部署及びグループ会社取締役会へ改善のための通告を行うものとする。

6. 監査役を補助する使用人の体制及びその補助する使用人の独立性並びに指示の実効性の確保

- ①監査役が職務の補助を行う使用人の設置を要求したときは、取締役会は監査役会と協議の上補助を行う使用人を置き必要に応じた協力を行う。
- ②当該使用人の人事異動に関しては監査役の意見を尊重するものとする。

③監査役の業務監査に必要な補助業務を要請された使用人は、適切に対応できる体制とする。

7. 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社及びグループ会社の取締役又は使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、重大な影響を及ぼす事項が生じたときは、直ちに監査役に報告する。

②監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密保持するとともに、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に会合を開催する。

②監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行における状況把握を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行

取締役は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回定時取締役会を開催し、適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会には各取締役のほか独立性を保持した監査役も出席し、重要な業務執行に関する意思決定を監督しております。

2. 内部監査の実施

内部監査担当が「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しており、内部監査報告書として代表取締役及び監査役に対して報告を行っております。

3. 監査役の職務執行

監査役は、「監査役会規程」に基づき、取締役の業務執行について厳正な監査を行っており、取締役会への出席、その他重要会議に出席し、取締役の業務執行状況、会社業績の進捗状況を確認しており、効率的かつ適切な監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	976,582	流 動 負 債	470,530
現金及び預金	554,666	買掛金	131,912
売掛金及び契約資産	216,725	短期借入金	2,900
商品及び製品	29,422	1年内返済予定の長期借入金	80,982
仕掛品	5,246	リース債務	18,255
原材料及び貯蔵品	66,058	未払法人税等	8,504
1年内回収予定の長期貸付金	43,507	未払金	136,928
その他	60,956	未払費用	81,703
固 定 資 産	362,018	その他	9,344
有形固定資産	288,000	固 定 負 債	770,053
土地	288,000	長期借入金	516,052
投資その他の資産	74,018	リース債務	41,654
敷金及び保証金	63,393	繰延税金負債	50,804
その他	10,625	資産除去債務	31,127
繰 延 資 産	4,785	長期未払金	130,414
株式交付費	4,785		
		負 債 合 計	1,240,584
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	102,801
		資 本 金	671,035
		資 本 剰 余 金	1,006,373
		利 益 剰 余 金	△1,574,576
		自 己 株 式	△30
		純 資 産 合 計	102,801
資 産 合 計	1,343,386	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,343,386

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		2,187,997
売 上 原 価		1,318,432
売 上 総 利 益		869,565
販売費及び一般管理費		982,463
営 業 損 失		112,897
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	1,334	
受 取 配 当 金	19	
有 価 証 券 売 却 益	4,999	
助 成 金 収 入	17,577	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	43,077	
そ の 他	7,804	74,812
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,648	
租 税 公 課	492	
株 式 交 付 費	2,273	
そ の 他	212	11,626
経 常 損 失		49,711
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	350	
減 損 損 失	75,175	75,526
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		125,237
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,151
法 人 税 等 調 整 額		△9
当 期 純 損 失		128,379
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		128,379

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	371,035	706,373	△1,446,197	△30	△368,818
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	300,000	300,000			600,000
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△128,379		△128,379
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
当 期 変 動 額 合 計	300,000	299,999	△128,379	—	471,620
当 期 末 残 高	671,035	1,006,373	△1,574,576	△30	102,801

	純資産合計
当 期 首 残 高	△368,818
当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行	600,000
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△128,379
連結子会社株式の取得による持分の増減	△0
当 期 変 動 額 合 計	471,620
当 期 末 残 高	102,801

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当連結会計年度において112,897千円の営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。また、前々連結会計年度末において債務超過となり、前連結会計年度末においても368,818千円の債務超過となったことにより、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場の上場廃止基準にかかる猶予期間入り銘柄となっておりますが、当社グループは株式会社A SHDを引受先とする第三者割当増資を行い、2022年1月14日に600,000千円の払込がなされ、当連結会計年度末時点において債務超過を解消しました。これにより、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場における猶予期間入り銘柄から解除される予定であります。

継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するためには、既存事業の収益力を向上させ、スイーツ事業の3社（洋菓子のヒロタ・あわ家惣兵衛・トリアノン洋菓子店）でのシナジー効果を更に増強して、3社共同による洋菓子のヒロタ千葉工場との共同製造体制の強化・新商品開発・営業力の強化・新たな催事店舗の出店等による売上の拡大を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で遅延している当社グループの事業拡大は不可欠であり、M&Aの推進による新たな収益基盤の確立を図り、業績回復と連動して継続的に安定した経営を目指してまいります。

なお、現段階でこの事象を解消し又は改善するための対応策は以下のとおりであります。

スイーツ事業

株式会社洋菓子のヒロタは、2年後の創業100周年に向けてブランドの再構築と強化を図ってまいります。各部門の統合による効率的な会社運営を図るため、組織の再編成と人員削減を実施し、直営店舗におきましては、イベントの販促強化とトリアノン仕入商品の販売開始等、シナジー効果による売上拡大を図ってまいります。ホールセール部門におきましては、引き続きフローズンチルドシュークリームを全国への販路拡大に注力し、スーパーマーケット中心に売上獲得を図ってまいります。千葉工場におきましては、本格的にOEM事業を始動し、販路拡大を実施してまいります。

株式会社あわ家惣兵衛におきましては、首里城最中を中心に外商の拡大を図り、店舗の挺入れや催事の確保等を通じて売上拡大を図ってまいります。

株式会社トリアノン洋菓子店におきましては、生産体制の効率化を図り、スイーツ事業の3社とのシナジー効果を最大限に発揮し、優れた製造技術を活かした売上拡大を図ってまいります。

具体的な施策は以下のとおりであります。

(洋菓子のヒロタ)

- ① 店舗でのトリアノン仕入商品の販売開始による売上拡大と法人営業も含む効率の良い催事展開
- ② あわ家惣兵衛及びトリアノン洋菓子店とのシナジー効果による新商品開発と大量生産による効率化
- ③ フローズンチルドシュークリームの全国各地への販路拡大
- ④ OEM事業による販路拡大

(あわ家惣兵衛)

- ① 首里城最中を中心とした外商の売上拡大
- ② 洋菓子のヒロタ千葉工場との共同製造体制による効率の良い生産体制の強化
- ③ 洋菓子のヒロタとのシナジー効果によるイベント及び催事の強化

(トリアノン洋菓子店)

- ① 洋菓子のヒロタとのシナジー効果による生産量増加及び生産体制の強化
- ② 外商の販路拡大及びECサイト強化と新商品開発
- ③ 中央線沿線エリアの積極的な催事出店

また、MEX商事株式会社におきましては、売上獲得のため輸入食材以外の商材の企画販売も継続して行ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社洋菓子のヒロタ、株式会社あわ家惣兵衛、ME X商事株式会社、株式会社トリアノン洋菓子店

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社

デヤ農場株式会社

同社は、小規模であり持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の償却方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間で均等償却しております。

⑤ 重要な繰延資産の償却方法及び償却期間

株式交付費

株式交付後、3年以内の効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月26日）を適用しており、主要な事業における履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

スイーツ事業の物品販売における収益認識

物品販売においては、洋菓子、和菓子を中心とした製造、販売を行っており、顧客に引き渡すことを履行義務として識別しております。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該販売のうち卸売上については、出荷時点で収益を認識しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(4) 追加情報

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも一定期間続くとの仮定をしており、今後も当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前連結会計年度末時点の仮定から重要な変更はありません。

3. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、売上リベートについて、従来は販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、取引の対価の変動部分の額を見積り、取引価格に含める方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は234,523千円減少し、販売費及び一般管理費が同額減少しており、営業損益、経常損益並びに税金等調整前当期純損益に与える影響はございません。なお、当連結会計年度の期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前事業年度において「固定資産」の「投資その他の資産」の「投資有価証券」0千円として区分掲記していたものは、金額的に重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,323,718千円
(2) 担保資産	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	一千円
土地	288,000千円
計	288,000千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	18,180千円
長期借入金	47,188千円
計	65,368千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損会計に関する注記

減損損失を認識した資産または資産グループの概要

	内 容	場 所	種 類	金額 (千円)
事業用資産	スイーツ事業資産	千葉県山武郡芝山町他	建物及び構築物	27,959
		千葉県山武郡芝山町他	機械装置及び運搬具	13,886
	その他	東京都千代田区	のれん、ソフトウェア他	33,329

(注) スイーツ事業資産は、株式会社洋菓子のヒロタ、株式会社あわ家惣兵衛及び株式会社トリアノン洋菓子店の資産であります。

減損損失を認識するに至った経緯

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業所を基本単位としてグルーピングしております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式数 普通株式 14,285,253株

8. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスイーツ事業（株式会社洋菓子のヒロタ、株式会社あわ家惣兵衛及び株式会社トリアノン洋菓子店）の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や新株式発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。敷金及び保証金については、当社グループの債権管理規程に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、一年以内の支払い期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

長期未払金は、退職金制度の廃止にともない発生したものであり、返済日は決算日後最長で17年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各社における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金及び保証金	63,393	60,727	△2,665
資産計	63,393	60,727	△2,665
長期借入金	516,052	512,721	△3,330
リース債務（固定）	41,654	39,209	△2,445
長期未払金	130,414	125,297	△5,117
負債計	688,121	677,228	△10,893

- (注)1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「1年内回収予定の長期貸付金」、「買掛金」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「リース債務（流動）」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載は省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、金額的に重要性に乏しいため記載しておりません。

金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	60,727	—	60,727
資産計	—	60,727	—	60,727
長期借入金	—	512,721	—	512,721
リース債務（固定）	—	39,209	—	39,209
長期未払金	—	125,297	—	125,297
負債計	—	677,228	—	677,228

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割引いた現在価値により算定しております、レベル2の時価に分類しております

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

リース債務（固定）

リース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間に対応する国債の利回りなどで割引いた現在価値により算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スイーツ事業を営む単一セグメントであり、販売品目別に分解した収益は、以下のとおりであります。

	当連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
洋菓子売上高	1,945,523千円
和菓子売上高	215,702千円
その他売上高	26,772千円
顧客との契約から生じる収益	2,187,997千円
連結売上高	2,187,997千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 7円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 13円44銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	424,428	流 動 負 債	8,776
現金及び預金	371,738	未 払 金	2,127
売 掛 金	1,650	未 払 法 人 税 等	6,223
前 払 費 用	4,511	そ の 他	425
1年内回収予定の長期貸付金	43,507	固 定 負 債	6,350
未 取 消 費 税 等	2,801	預 り 保 証 金	6,350
そ の 他	220	負 債 合 計	15,126
固 定 資 産	49,272	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	49,272	株 主 資 本	463,361
関係会社長期貸付金	164,800	資 本 金	671,035
敷 金 及 び 保 証 金	10,737	資 本 剰 余 金	1,005,578
そ の 他	3,347	資 本 準 備 金	669,753
貸 倒 引 当 金	△129,611	そ の 他 資 本 剰 余 金	335,824
繰 延 資 産	4,785	利 益 剰 余 金	△1,213,221
株 式 交 付 費	4,785	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,213,221
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,213,221
		自 己 株 式	△30
		純 資 産 合 計	463,361
資 産 合 計	478,487	負 債 及 び 純 資 産 合 計	478,487

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		18,250
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		18,250
販売費及び一般管理費		100,600
営 業 損 失		82,350
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,462	
受 取 配 当 金	12	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,999	
そ の 他	9	6,484
営 業 外 費 用		
租 税 公 課	433	
株 式 交 付 費	2,273	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	73,734	
支 払 利 息	321	76,762
経 常 損 失		152,629
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	54	54
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失		152,574
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		870
当 期 純 損 失		153,445

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	371,035	369,753	335,824	705,578	△1,059,775	△1,059,775
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	300,000	300,000		300,000		
当 期 純 損 失					△153,445	△153,445
当 期 変 動 額 合 計	300,000	300,000	—	300,000	△153,445	△153,445
当 期 末 残 高	671,035	669,753	335,824	1,005,578	△1,213,221	△1,213,221

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△30	16,806	16,806
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		600,000	600,000
当 期 純 損 失		△153,445	△153,445
当 期 変 動 額 合 計	—	446,554	446,554
当 期 末 残 高	△30	463,361	463,361

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、連結ベースにおいて営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当社においても82,350千円の営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。また、前々連結会計年度末において債務超過となり、前連結会計年度末においても368,818千円の債務超過となったことにより、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場の上場廃止基準にかかる猶予期間入り銘柄となっておりますが、当社は株式会社ASHDを引受先とする第三者割当増資を行い、2022年1月14日に600,000千円の払込がなされ、当連結会計年度末時点において債務超過を解消しました。これにより、株式会社名古屋証券取引所ネクスト市場における猶予期間入り銘柄から解除される予定であります。

継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況を解消するためには、既存事業の収益力を向上させ、スイーツ事業の3社（洋菓子のヒロタ・あわ家惣兵衛・トリアノン洋菓子店）でのシナジー効果を更に増強して、3社共同による洋菓子のヒロタ千葉工場との共同製造体制の強化・新商品開発・営業力の強化・新たな催事店舗の出店等による売上の拡大を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で遅延している当社グループの事業拡大は不可欠であり、M&Aの推進による新たな収益基盤の確立を図り、業績回復と連動して継続的に安定した経営を目指してまいります。

なお、現段階でこの事象を解消し又は改善するための対応策は以下のとおりであります。

スイーツ事業

株式会社洋菓子のヒロタは、2年後の創業100周年に向けてブランドの再構築と強化を図ってまいります。各部門の統合による効率的な会社運営を図るため、組織の再編成と人員削減を実施し、直営店舗におきましては、イベントの販促強化とトリアノン仕入商品の販売開始等、シナジー効果による売上拡大を図ってまいります。ホールセール部門におきましては、引き続きフロゼンチルドシュークリームを全国への販路拡大に注力し、スーパーマーケット中心に売上獲得を図ってまいります。千葉工場におきましては、本格的にOEM事業を始動し、販路拡大を実施してまいります。

株式会社あわ家惣兵衛におきましては、首里城最中を中心に外商の拡大を図り、店舗の挺入れや催事の確保等を通じて売上拡大を図ってまいります。

株式会社トリアノン洋菓子店におきましては、生産体制の効率化を図り、スイーツ事業の3社とのシナジー効果を最大限に発揮し、優れた製造技術を活かした売上拡大を図ってまいります。

具体的な施策は以下のとおりであります。

(洋菓子のヒロタ)

- ① 店舗でのトリアノン仕入商品の販売開始による売上拡大と法人営業も含む効率の良い催事展開
- ② あわ家惣兵衛及びトリアノン洋菓子店とのシナジー効果による新商品開発と大量生産による効率化
- ③ フロゼンチルドシュークリームの全国各地への販路拡大
- ④ OEM事業による販路拡大

(あわ家惣兵衛)

- ① 首里城最中を中心とした外商の売上拡大
- ② 洋菓子のヒロタ千葉工場との共同製造体制による効率の良い生産体制の強化
- ③ 洋菓子のヒロタとのシナジー効果によるイベント及び催事の強化

(トリアノン洋菓子店)

- ① 洋菓子のヒロタとのシナジー効果による生産量増加及び生産体制の強化
- ② 外商の販路拡大及びECサイト強化と新商品開発
- ③ 中央線沿線エリアの積極的な催事出店

また、MEX商事株式会社におきましては、売上獲得のため輸入食材以外の商材の企画販売も継続して行ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあり、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な繰延資産の償却方法及び償却期間

株 式 交 付 費 株式交付後、3年以内の効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

(6) 収益の認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する収益は、当社子会社からの経営管理手数料であり、当社子会社に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

3. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において「固定資産」の「投資その他の資産」の「投資有価証券」0千円、「関係会社株式」0千円として区分掲記していたものは、金額的に重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社貸付金の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	164,800千円
関係会社に対する貸倒引当金	129,611千円

- (2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

関係会社に対する貸付金の評価にあたっては、個別に財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上することとしております。当該貸倒引当金の金額算定においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能金額を合理的に見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社貸付金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	1,813千円
長期金銭債権	164,800千円
短期金銭債務	76千円
長期金銭債務	6,350千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との主な取引高

営業取引(収入分)	18,000千円
営業取引(支出分)	5,393千円
営業取引以外の取引(収入分)	128千円
営業取引以外の取引(支出分)	321千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式数 普通株式 117株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産(固定)

関係会社株式	465,981千円
税務上の繰越欠損金	162,243千円
その他	2,762千円
評価性引当額	△630,986千円

合計 一千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱洋菓子のヒロタ	東京都千代田区	100,000	洋菓子の製造及び販売	所有100%	経営支援 固定資産の賃貸借 役員の兼任	経営指導料	16,800	売掛金	1,540
							借入の返済	65,000	—	—
							利息の支払	321	—	—
〃	ME X 商事(株)	東京都中央区	5,000	食料品等の販売及び輸出入	所有100%	経営支援 役員の兼任	経営指導料	1,200	売掛金	110
							金銭の貸付	152,000	関係会社 長期貸付金	164,800
							利息の受取	128	未収入金	71

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 市場価格を勘案し、交渉の上取引条件を決定しております。
 3. ME X 商事(株)への貸付に対し、129,611千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において116,811千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

- 「2. 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 32円44銭
 (2) 1株当たり当期純損失 16円07銭

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

21LADY株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 高橋 克幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅田 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、21LADY株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21LADY株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、営業キャッシュ・フローのマイナスを継続しており、当連結会計年度において112,897千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

21LADY株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 高橋 克幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 梅田 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、21LADY株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度においても、82,350千円の営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

21LADY株式会社監査役会

常勤監査役 内田 芳 一 ㊟

監査役 田 中 隆 之 ㊟

監査役 伊 藤 信 彦 ㊟

(注) 常勤監査役内田芳一、監査役田中隆之、監査役伊藤信彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額671,035,332円のうち571,035,332円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年9月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額669,753,332円を全額減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

(2) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年9月1日を予定しております。

3. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1. 上記2. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、これらの減少により生じるその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,213,221,293円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,213,221,293円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線の部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~30. (条文省略)	1. ~30. (現行どおり)
(新設)	<u>31. M&Aアドバイザー事業</u>
(新設)	<u>32. インバウンド、アウトバウンド旅行者向け商品の開発・販売・輸出入およびそれに付帯するコンサルタント業</u>
<u>31. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>33. 前各号に付帯する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 (新任)	と お や ま ひ で の り 遠山 秀徳 (1945年12月17日生)	1969年4月 榎山(株) (現 榎オンワードホールディングス) 入社 1992年6月 榎オンワード榎山常務取締役 2008年6月 シダックス(株)代表取締役副社長 2012年4月 大新東(株)代表取締役社長、 シダックスオフィスパートナー(株)代表取締役社長 2013年4月 シダックスレストランマネジメント(株)代表取締役社長 2020年1月 T-コンサル合同会社代表 (現任) 2022年3月 当社顧問 (現任)	一 株
2	い さ や ま よ し ろ う 伊佐山 佳郎 (1962年6月1日生)	1985年4月 榎洋菓子のヒロタ入社 2004年9月 同社取締役営業推進プロデューサー 2012年10月 榎ハタダ営業部長兼東京営業所長 2017年3月 榎洋菓子のヒロタ専務取締役営業本部長 2018年6月 榎あわ家惣兵衛取締役 (現任) 2019年6月 榎洋菓子のヒロタ代表取締役社長 (現任) 2019年7月 当社執行役員 2020年6月 当社取締役 (現任)	一 株
3	き む よん し く 金 英 植 (1969年12月13日生)	1999年8月 榎ジン・コーポレーション代表取締役社長 (現任) 2009年5月 maeil乳业(株)専務理事 2009年5月 榎クリスタルジェイドパレスソウル代表理事 2015年7月 榎ダブルミー代表理事 2016年4月 大韓民国在郷郷人会顧問 2016年5月 榎シーエヌプラス代表理事 2018年4月 韓国水協中央会顧問 (現任) 2019年4月 榎シーエヌプラス理事 (現任) 2019年4月 YUTONG HWAGDAE有限責任事業組合員 (現任) 2019年6月 当社取締役 (現任)	一 株
4	た な か や す ひ で 田 中 泰 秀 (1977年11月16日生)	2007年9月 東京弁護士会登録 2010年1月 たなか法律事務所開設 (現任) 2018年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役 (現任)	一 株
5 (新任)	す う せ き と 郷 積 人 (1978年9月14日生)	2004年10月 榎ALEXANDER&SUN代表取締役 (現任) 2005年2月 榎WORLD CABIN取締役 2008年2月 榎第一薬品代表取締役 (現任) 2014年5月 ミロク観光開発(株)代表取締役 (現任) 2015年7月 榎ASHD代表取締役 (現任) 2016年6月 榎スタイルジャパン代表取締役 2019年12月 榎北見ハーブヒルゴルフクラブ代表取締役	一 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 金英植氏、田中泰秀氏及び郷積人氏は社外取締役候補者であります。なお、田中泰秀氏は名古屋証券取引

所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、改めて独立役員となる予定です。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
金英植氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役として選任するものであります。
田中泰秀氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がることを期待して、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
鄒積人氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、社外取締役として選任するものであります。
5. 金英植氏及び田中泰秀氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は金英植氏及び田中泰秀氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、鄒積人氏が選任された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役伊藤信彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
伊藤信彦 (1976年2月24日生)	2003年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所入所 2009年7月 大阪国税不服審判所国税審判官（任期付公務員） 2011年7月 東京国税不服審判所国税審判官（同上） 2012年7月 弁護士再登録（第一東京弁護士会）光和総合法律事務所復帰 2016年5月 公益財団法人日本税務研究センター租税法事例研究会研究員 2018年6月 当社監査役（現任）	一株

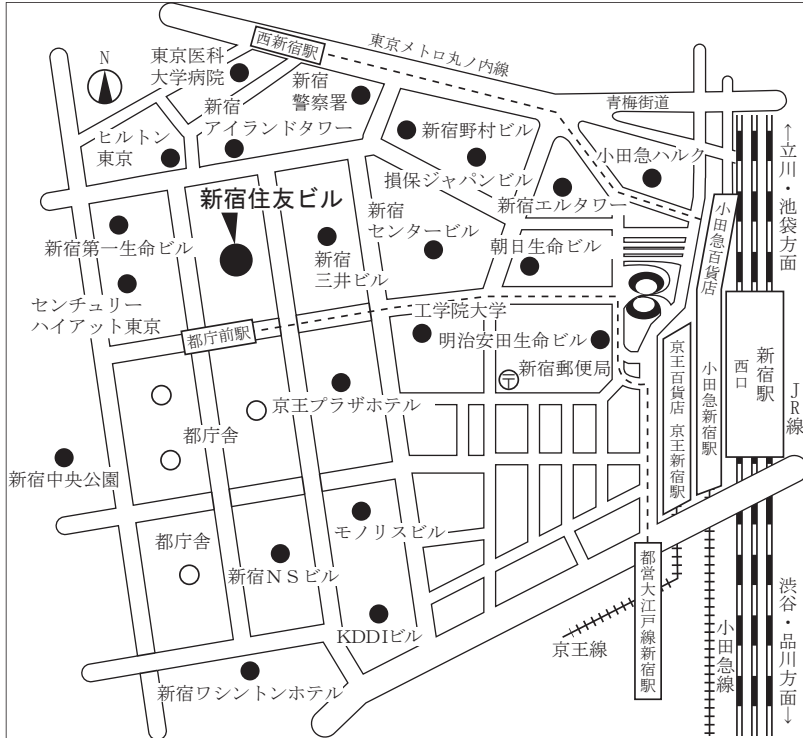
- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 3. 伊藤信彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は伊藤信彦氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 社外監査役候補者の選任理由
伊藤信彦氏は、弁護士であるのみならず、国税審判官の経験も有するなど企業法務と税務に深い知見を有しており、取締役の業務執行における法令上の義務違反等を監査するのに適した人物であると判断し、社外監査役に選任しております。
なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、伊藤信彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場：新宿住友スカイルームA ROOM2
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階
電話：03(3344)6983

<ご案内地図>



都庁前駅：都営大江戸線都庁前駅 徒歩3分
西新宿駅：東京メトロ丸ノ内線西新宿駅 徒歩5分
新宿駅：JR新宿駅西口 徒歩8分

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通手段をご利用いただくことをお勧め申し上げます。